

岩手県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成21年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 284号
- 2 供用開始の区間 一関市滝沢字矢ノ目沢73番105地先から73番119地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年10月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - (2) 期間 平成21年10月23日から同年11月23日まで